

国内旅行保険 (国内旅行傷害保険特約セット普通傷害保険) 普通保険約款および特約

特約名称または補償項目が「保険契約証」または「契約照会画面」(「ご契約内容変更確認書」を含む)に表示されている場合に限り適用されます。

補償項目は、「保険契約証」または「契約照会画面」、ならびに以下適用条件をご覧になりご確認ください。

普通保険約款・特約名称	適用条件	略称
傷害保険普通保険約款	すべてのご契約	
〈死亡保険金、後遺障害保険金〉	すべてのご契約	傷害死亡、傷害後遺障害
〈入院保険金、手術保険金〉	(注1)	入院保険金(入院保険金日額)、手術保険金
〈通院保険金〉	(注1)	通院保険金(通院保険金日額)
死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	(注2)	
国内旅行傷害保険特約	すべてのご契約	
傷害医療費用保険金支払特約(国内旅行傷害保険特約用)	(注1)	傷害医療費用、傷害医療費用保険金支払特約
個人賠償責任補償特約(国内旅行傷害保険用)	(注1)(注3)	個人賠償責任、個人賠償責任補償特約
携行品損害補償特約	(注1)(注3)	携行品損害
携行品損害補償特約(電子機器等補償対象外型)	(注1)(注3)	携行品損害(電子機器対象外)
救援者費用等補償特約	(注1)	救援者費用
臨時費用補償特約(国内旅行傷害保険用)	(注1)	臨時費用、臨時費用補償特約
航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用保険金支払特約(国内旅行傷害保険特約用)	(注1)	航空機欠航・着陸地変更宿泊費用、航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用保険金支払特約
天災危険補償特約	(注1)(注4)	天災危険補償
熱中症危険補償特約(国内旅行傷害保険特約用)	すべてのご契約	熱中症危険補償特約
保険契約の締結に関する特約	すべてのご契約	
保険料の払込みに関する特約(包括型)	すべてのご契約	保険料の払込みに関する特約
保険証券の発行に関する特約	すべてのご契約	

(注1) 保険契約証(契約照会画面や契約内容変更確認書を含む)に特約名称または略称が表示されている場合、および上記「略称」の保険金額が表示されている場合に限り適用されます。

(注2) 保険契約証(契約照会画面や契約内容変更確認書を含む)に特約名称または略称が表示されている場合、または、入院保険金日額および通院保険金日額の保険金額が表示されていない場合に限り適用されます。

(注3) 個人賠償責任補償特約、携行品損害補償特約および携行品損害補償特約(電子機器等補償対象外型)の免責金額(自己負担額)は0円です。

(注4) 保険契約証(契約照会画面や契約内容変更確認書を含む)に特約名称または略称が表示されている場合に限り適用されます。

目次

傷害保険普通保険約款	2
第1章 用語の定義条項	2
第2章 補償条項	4
第3章 基本条項	9
死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	22
国内旅行傷害保険特約	23
傷害医療費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）	26
個人賠償責任補償特約（国内旅行傷害保険用）	31
携行品損害補償特約	39
携行品損害補償特約（電子機器等補償対象外型）	48
救援者費用等補償特約	57
臨時費用補償特約（国内旅行傷害保険用）	65
航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）	67
天災危険補償特約	72
熱中症危険補償特約（国内旅行傷害保険特約用）	73
保険契約の締結に関する特約	74
保険料の払込みに関する特約（包括型）	77
保険証券の発行に関する特約	82

傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(注1) または試運転 ^(注2) をいいます。 ^(注1) いずれもそのための練習を含みます。 ^(注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。 ^(注) ^(注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 <p>② 先進医療^(注2)に該当する診療行為^(注3)</p> <p>(注1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>(注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>(注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
乗用具	<p>自動車等、モーターポート^(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。</p> <p>(注) 水上オートバイを含みます。</p>
書面等	書面または情報処理機器等の通信手段をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	<p>医師^(注)が必要であると認め、医師^(注)が行う治療をいいます。</p> <p>(注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。</p>

通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故^(注1)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
- (2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注2)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注1) 以下「事故」といいます。

(注2) 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合ーその1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格^(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注4)
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質^(注5)もしくは核燃料物質^(注5)によって汚染された物^(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群^(注7)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(注7) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

- ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
- イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
- ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額^(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 第33条（死亡保険金受取人の変更）(1) または(2) の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第33条（死亡保険金受取人の変更）(8) の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第6条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \begin{matrix} \text{別表2に掲げる各等級の後遺} \\ \text{障害に対する保険金支払割合} \end{matrix} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\begin{array}{l} \text{別表2に掲げる加重後の後} \\ \text{遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{既にあった後遺障害} \\ \text{に該当する等級に対する保険金支払割合} \end{array} = \text{適用する割合}$$

第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数}^{(注1)} = \text{入院保険金の額}$$

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注2)であるときには、その処置日数を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります^(注3)。

- ① 入院中^(注4)に受けた手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 10 = \text{手術保険金の額}$$

- ② ①以外の手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 5 = \text{手術保険金の額}$$

- (注1) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。
- (注2) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (注3) 1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
- (注4) 第2条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条（通院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数} \text{ (注1)} = \text{通院保険金の額}$$

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、鞄帯損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等^(注2)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

- (注1) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (注2) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帶、胸骨固定帶、肋骨固定帶、サポーター等は含みません。

第9条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第10条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）

の傷害によって死亡したものと推定します。

第11条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第12条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第13条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合^(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面等をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過

した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4) (2) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずして発生した傷害については適用しません。

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。
- (3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率^(注1)が変更前料率^(注2)よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実^(注3)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率^(注2)の変更後料率^(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (4) (3) の規定は、当会社が、(3) の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実^(注3)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (5) (3) の規定は、職業または職務の変更の事実^(注3)に基づかずして発生した傷害については適用しません。
- (6) (3) の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実^(注3)が生じ、この保険契約の引受範囲^(注4)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実^(注3)が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

(注4) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第15条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第16条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合^(注)に、その被保険者の同意を得なかつたとき。

(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第17条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第18条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第19条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第20条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与を

していると認められること。

ウ. 反社会的勢力^(注1)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注2)を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害^(注3)の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害^(注3)に対しては、当会社は、保険金^(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金^(注4)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) その被保険者に係る部分に限ります。

(注3) (2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注4) (2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第21条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約^(注)を解除することを求めることができます。

① この保険契約^(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合
 - ④ 前条（1）④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約^(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約^(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- （2）保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約^(注)を解除しなければなりません。
- （3）（1）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
- （4）（3）の規定によりこの保険契約^(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注） その被保険者に係る部分に限ります。

第22条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

- （1）第13条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- （2）職業または職務の変更の事実^(注1)がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率^(注2)と変更後料率^(注3)との差に基づき、職業または職務の変更の事実^(注1)が生じた時以降の期間^(注4)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- （3）当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注5)は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （4）（1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （5）（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実^(注1)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率^(注2)の変更後料率^(注3)に対する割合に

より、保険金を削減して支払います。

- (6) (1) および (2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面等をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

- (注1) 第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1) または(2) の変更の事実をいいます。
- (注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第14条(1) または(2) の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (注5) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第24条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第16条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）(1) の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還－取消しの場合）

第18条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第26条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第13条（告知義務）(2)、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）(6)、第20条（重大事由による解除）(1) または第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第19条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

- (3) 第20条（重大事由による解除）(2)の規定により、当会社がこの保険契約^(注)を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) 第21条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約^(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (5) 第21条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者がこの保険契約^(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第27条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時

- ⑤ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表5に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第29条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から④までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合^(注4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4)(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) 必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第30条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第27条（事故の通知）の規定による通知または第28条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることがあります。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第31条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第33条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人^(注)を死亡保険金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第34条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面等をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第35条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるできます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帶してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会^(注)に登録します。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日、性別および同意の有無
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
- (2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会^(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にできるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2) の規定により照会した結果を、(2) に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会^(注)および各損害保険会社は、(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果を、(1) の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会^(注)に照会することができます。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第37条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第38条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条（保険金を支払わない場合－その2）①の運動等

山岳登はん^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦^(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

国内旅行傷害保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
旅行行程	保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に日本国内において普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)のほか、旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶^(注1)が通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機もしくは船舶^(注1)に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合において、被保険者が日本国外において旅行行程中に被った傷害に対しても、保険金を支払います。
- (3) (1)および(2)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注2)を含みます。

(注1) 日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

(注2) 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、③から⑥までのいずれかによる場合は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、48時間を限度として延長されるものとします。
- ① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関^(注1)または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
- ② 被保険者が誘拐されたこと。

- ③ 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関^(注1)のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
 - ④ 交通機関^(注1)の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
 - ⑤ 被保険者が治療を受けたこと。
 - ⑥ 被保険者の同行家族^(注2)または同行予約者^(注3)が入院したこと。
- (4) (1) または (3) の規定にかかわらず、当会社は、次のいずれかに掲げる事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険料領収前に生じた事故
 - ② 被保険者の旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故
- (注1) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。航空機または船舶については、日本を出発して日本に帰着する予定のものをいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

(注2) 被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます。）の子をいいます。

(注3) 被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行している者をいいます。

第4条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）および第23条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)の規定は適用しません。

第5条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（死亡保険金の支払）(1)、第6条（後遺障害保険金の支払）(1)および(5)、第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)および(4)、第8条（通院保険金の支払）(1)、第10条（死亡の推定）、第11条（他の身体の障害または疾病的影響）、第27条（事故の通知）(1)ならびに第28条（保険金の請求）(1)③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の傷害」とあるのは「国内旅行傷害保険特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害」
- ② 第7条(4)①ならびに第28条(1)④および⑤の規定中「第2条の傷害」とあるのは「国内旅行傷害保険特約第2条の傷害」
- ③ 第13条（告知義務）(3)③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「国内旅行傷害保険特約第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故による傷害を被る前に」
- ④ 第26条（保険料の返還解除の場合）(2)、(4)および(5)の規定中「既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料」とあるのは「既経過

期間に対応する保険料」

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

傷害医療費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
一部負担金	法令などの定める治療料金の一部を被保険者が負担するものをいいます。
公的医療保険制度 または労働者災害補償制度	別表に掲げる法律に基づく制度をいいます。
国内旅行特約	国内旅行傷害保険特約をいいます。
差額ベッド代	被保険者以外の医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
転院	入院している患者が治療・検査を受けるために、被保険者以外の医師の指示によって他の病院に移ることをいいます。
病院等	病院または診療所をいいます。
保険金	傷害医療費用保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が国内旅行特約第2条（保険金を支払う場合）に定める傷害を被り、その直接の結果として、治療を受けた場合は、被保険者が次に掲げる費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い保険金を被保険者に支払います。ただし、事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した後の費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が治療のために病院等に支払った費用（注1）
 - ② 入院、転院または退院のための被保険者に係る移送費および交通費
 - ③ 治療に関わる費用、被保険者以外の医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他被保険者以外の医師が必要と認めた費用
- (2) (1) ①から③までの費用のうち次のいずれかの給付等がある場合はその額を、被保険者が負担した費用から差し引くものとします。
- ① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付。なお、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その

支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付^(注2)を含みます。

- ② 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
- ③ 被保険者が被った損害をてん補するために行われたその他の給付^(注3)

(注1) 公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代およびその他被保険者が病院等に支払った費用をいいます。ただし、入院時生活療養費においては、食事の提供である療養に要する費用に限ります。

(注2) いわゆる「附加給付」をいいます。

(注3) 他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます。

第3条（当会社の責任限度額）

当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき保険証券記載の保険金額をもつて限度とします。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第2条(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第2条(1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第5条（普通保険約款および他の特約で支払われる保険金との関係）

当会社は、1回の事故であると否とを問わず、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金またはこの保険契約に付帯される他の特約により支払われる保険金とこの特約の保険金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

第6条（被保険者による特約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約^(注)を解除することを求めることができます。
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約^(注)を解除しなければなりません。
- (3) (2)の規定により、保険契約者がこの特約^(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第7条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1) ①から③までの費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (4) 普通保険約款第32条（代位）の規定は、この特約について適用しません。

(注) 共同不法行為等の場合における連帶債務者相互間の求償権を含みます。

第8条（普通保険約款および国内旅行特約の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1条（用語の定義）危険の規定中「傷害の発生」とあるのは「傷害医療費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用の発生」
- ② 第13条（告知義務）(3) ③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「傷害医療費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第2条（保険金を支払う場合）(1)に掲げるいずれかの費用が発生する前に」
- ③ 第13条(4)の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「傷害医療費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用の発生した後に」
- ④ 第13条(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した傷害医療費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用」
- ⑤ 第20条（重大事由による解除）(1) ①の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「傷害医療費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと」
- ⑥ 第20条(2) ②の規定中「生じた傷害」とあるのは「発生した傷害医療費用保険

金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用」

⑦ 第28条（保険金の請求）（1）の規定については「この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。」

⑧ 別表5の保険金種類の規定中「入院」とあるのは「入院・傷害医療費用」

（2）この特約については、国内旅行特約第3条（保険責任の始期および終期）（4）の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故による傷害医療費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用」と読み替えて適用します。

第9条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第20条（重大事由による解除）（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加してこの特約に適用します。

「（3）（1）または（2）の規定による解除が傷害医療費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害医療費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第2条（1）の費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に発生した傷害医療費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用については適用しません。」

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行特約の規定を準用します。

別表 公的医療保険制度または労働者災害補償制度に関する法律

- | |
|---|
| 1. 公的医療保険制度 |
| ア. 健康保険法（大正11年法律第70号） |
| イ. 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） |
| ウ. 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） |
| エ. 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） |
| オ. 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） |
| カ. 船員保険法（昭和14年法律第73号） |
| キ. 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号） |
| 2. 労働者災害補償制度 |
| ア. 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） |
| イ. 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） |
| ウ. 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） |
| エ. 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） |
| オ. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号） |

個人賠償責任補償特約（国内旅行傷害保険用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
国内旅行特約	国内旅行傷害保険特約をいいます。
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
事故	偶然な事故をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
保険金	賠償責任保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に日本国内において生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1) のほか、国内旅行特約第2条（保険金を支払う場合）(2) に規定する場合において、被保険者が、日本国外において旅行行程中に生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しても、保険金を支払います。
- (3) (1) および(2) の被保険者が責任無能力者の場合には、その者の親権者またはその他の法定の監督義務者を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する(1) および(2) に規定する事故に限ります。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1) または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質^(注3) もしくは核燃料物質^(注3) によって汚染された物^(注4) の放射性、

爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者と同居する親族^(注1)および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ⑥ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、宿泊施設^(注2)の客室^(注3)に与えた損害については、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑩ 航空機、船舶・車両^(注4)もしくは銃器^(注5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) 旅行のために一時的に別居する親族を含みます。

(注2) ホテル、旅館等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注3) 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

(注4) 原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注5) 空気銃を除きます。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
- ② 第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第8条（事故の発生）(1)②に規定する第三者に対する求償権の保全もしくは行使その他損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用
- ③ ②の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 第9条（当会社による解決）(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、前条①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。
- ② 前条②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式によつて算出した額を支払います。

$$\text{前条④の費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{前条①の損害賠償金}}$$

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらのこと項の証人となる者がある場合はその者の住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 第三者から損害の賠償を受ける^(注1)ことができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大の防止のために必要なつさいの手段を講ずること。
 - ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- (2) (1) ①の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容^(注2)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、(1) ①および(2) のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1) から(3) までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1) ①もしくは④、(2) もしくは(3) に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② (1) ②に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求^(注1)をすることによって取得することができたと認められる額ならびに損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額
 - ③ (1) ③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注1) 共同不法行為等の場合における連帶債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条（当会社による解決）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑤ 損害を証明する書類
 - ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注1)
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第29条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注2)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注2)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出ま

たは当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注1）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

（注2）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第11条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注1)について先取特権を有します。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合^(注2)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合^(注3)

(3) 保険金請求権^(注1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。

また、保険金請求権^(注1)を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押されることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注1）第5条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

（注2）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注3）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第12条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 共同不法行為等の場合における連帶債務者相互間の求償権を含みます。

第13条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）、第4条（保険金を支払わない場合－その2）、第27条（事故の通知）、第28条（保険金の請求）および第32条（代位）の規定は適用しません。

第14条（普通保険約款および国内旅行特約の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第1条（用語の定義）危険の規定中「傷害の発生」とあるのは「損害の発生」
 - ② 第13条（告知義務）(3) ③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「個人賠償責任補償特約（国内旅行傷害保険用）第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生する前に」
 - ③ 第13条(4)の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「個人賠償責任補償特約（国内旅行傷害保険用）第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した後に」
 - ④ 第13条(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した損害」
 - ⑤ 第20条（重大事由による解除）(1) ①の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」
 - ⑥ 第20条(2) ②の規定中「生じた傷害」とあるのは「生じた損害」
 - ⑦ 第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7) の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた事故による損害」
 - ⑧ 第29条（保険金の支払時期）(1) および(2) の規定中「前条(2) および(3) の規定による手続」とあるのは「個人賠償責任補償特約（国内旅行傷害保険用）第10条（保険金の請求）(2) および(3) の規定による手続」
 - ⑨ 第29条(1) ①の規定中「傷害発生の有無」とあるのは「損害発生の有無」、同条(1) ③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容」とあるのは「損害の額および事故と損害との関係」
 - ⑩ 第31条（時効）の規定中「第28条（保険金の請求）(1) に定める時」とあるのは

「個人賠償責任補償特約（国内旅行傷害保険用）第10条（保険金の請求）（1）に定める時」

（2）この特約については、国内旅行特約第3条（保険責任の始期および終期）（4）の規定中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対しては」と読み替えて適用します。

第15条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第20条（重大事由による解除）（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加してこの特約に適用します。

「（3）（1）または（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。

- ① （1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② （1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- 」

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行特約の規定を準用します。

携行品損害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
国内旅行特約	国内旅行傷害保険特約をいいます。
事故	偶然な事故をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券 ^(注) 、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 （注）定期券は除きます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。なお、保険の対象が乗車券等の場合はその損害の額をいいます。
保険金	携行品損害保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に日本国内において生じた事故によって保険の対象について被った損害に対して、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1) のほか、国内旅行特約第2条（保険金を支払う場合）(2) に規定する場合において、日本国外において旅行行程中に生じた事故によって保険の対象について被った損害に対しても、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格^(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑨ 差押え、徵発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は除きます。
- ⑩ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ⑪ 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
- ⑫ 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害
- ⑬ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- ⑭ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害に対しては、保険金を支払います。
- ⑮ 保険の対象の置き忘れまたは紛失

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品とします。
- (2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等および通貨等については、保険の対象に含まれます。

- ② 預金証書または貯金証書^(注1)、クレジットカードその他これらに準ずる物
- ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
- ④ 船舶^(注2)、自動車等およびこれらの付属品
- ⑤ 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑦ 動物および植物
- ⑧ その他保険証券記載の物

(注1) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。

(注2) ヨット、モーターポートおよびボートを含みます。

第5条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、損害の額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、保険金額をもって、保険期間中の支払の限度とします。

第6条（保険金を支払うべき損害の額）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき前条の損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とし、価値の下落^(注)は損害の額に含めません。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、生じた損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1) および(2) の規定によって損害の額を決定します。
- (4) 第8条（損害の発生）(1) ①に規定する損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用および同条(1) ④の手続のために必要な費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1) から(3) までの規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。
- (5) (1) から(4) までの規定によって計算された損害の額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。
- (6) (1) から(5) までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の発生の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第8条（損害の発生）(1) ①に規定する損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用および同条(1) ④の手続のために必要な費用の合計額を損害の額とします。
- (7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害の額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨等である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。

(注) 格落損をいいます。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（損害の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 損害が盗難によって生じた場合には、直ちに警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる届出のいずれかを直ちに行うこと。
 - ア. 小切手の場合
その小切手の振出人^(注1)および支払金融機関への届出
 - イ. 乗車券等の場合
その運輸機関^(注2)または発行者への届出
 - ④ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求^(注3)権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
- (2) (1) ②の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容^(注4)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、(1) ②および(2) のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1) から(3) までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を

支払います。

- ① (1) ①に違反した場合は、損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額
- ② (1) ②もしくは③、(2) もしくは(3)に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ (1) ④に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求^(注3)をすることによって取得することができたと認められる額

(注1) 被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) 宿泊券の場合はその宿泊施設とします。

(注3) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注4) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これ行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限ります。
 - ⑤ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書^(注1)
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第29条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注2)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注2)または②以外の3親等内の

親族

- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合または (2)、(3) もしくは (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注 1) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

(注 2) 普通保険約款第 1 条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第10条（被害物の調査）

- (1) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要と認める事項を調査することができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく (1) の規定による調査に協力しなかった場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第 6 条（保険金を支払うべき損害の額）に規定する費用のうち、第 8 条（損害の発生）(1) ①に規定する損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) (2) の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害の額より小さいときは、その差額についても同様とします。

- (4) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (5) (4) の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金^(注)に相当する額を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (6) (2) または(5) に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当会社が保険金を支払うべき損害の額は第6条（保険金を支払うべき損害の額）の規定によって決定します。

(注) 第8条（損害の発生）(1) ①に規定する損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第13条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 共同不法行為等の場合における連帶債務者相互間の求償権を含みます。

第14条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）、第27条（事故の通知）、第28条（保険金の請求）および第32条（代位）の規定は適用しません。

第15条（普通保険約款および国内旅行特約の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1条（用語の定義）危険の規定中「傷害の発生」とあるのは「損害の発生」
 - ② 第13条（告知義務）(3) ③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によ

- って傷害を被る前に」とあるのは「携行品損害補償特約第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に」
- ③ 第13条（4）の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「損害の発生した後に」
 - ④ 第13条（5）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した損害」
 - ⑤ 第20条（重大事由による解除）（1）①の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」
 - ⑥ 第20条（2）②の規定中「生じた傷害」とあるのは「生じた損害」
 - ⑦ 第23条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた事故による損害」
 - ⑧ 第29条（保険金の支払時期）（1）および（2）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「携行品損害補償特約第9条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」
 - ⑨ 第29条（1）①の規定中「傷害発生の有無」とあるのは「損害発生の有無」、同条（1）③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容」とあるのは「損害の額および事故と損害との関係」
 - ⑩ 第31条（時効）の規定中「第28条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「携行品損害補償特約第9条（保険金の請求）（1）に定める時」
- （2）この特約については、国内旅行特約第3条（保険責任の始期および終期）（4）の規定中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対しては」と読み替えて適用します。

第16条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第20条（重大事由による解除）（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加してこの特約に適用します。

- 「（3）（1）または（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

第17条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行特約の規定を準用します。

別表 第4条（保険の対象の範囲）（2）⑤の運動等

山岳登はん^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦^(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

携行品損害補償特約（電子機器等補償対象外型）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
国内旅行特約	国内旅行傷害保険特約をいいます。
事故	偶然な事故をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券 ^(注) 、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 （注）定期券は除きます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。なお、保険の対象が乗車券等の場合はその損害の額をいいます。
保険金	携行品損害保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に日本国内において生じた事故によって保険の対象について被った損害に対して、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1) のほか、国内旅行特約第2条（保険金を支払う場合）(2) に規定する場合において、日本国外において旅行行程中に生じた事故によって保険の対象について被った損害に対しても、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格^(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑨ 差押え、徵発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は除きます。
- ⑩ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ⑪ 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
- ⑫ 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害
- ⑬ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- ⑭ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害に対しては、保険金を支払います。
- ⑮ 保険の対象の置き忘れまたは紛失

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品とします。
- (2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等および通貨等については、保険の対象に含まれます。

- ② 預金証書または貯金証書^(注1)、クレジットカードその他これらに準ずる物
- ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
- ④ 船舶^(注2)、自動車等およびこれらの付属品
- ⑤ 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑦ 動物および植物
- ⑧ 別表2に掲げる物
- ⑨ その他保険証券記載の物

(注1) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。

(注2) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

第5条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、損害の額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、保険金額をもって、保険期間中の支払の限度とします。

第6条（保険金を支払うべき損害の額）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき前条の損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とし、価値の下落^(注)は損害の額に含めません。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、生じた損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1) および(2) の規定によって損害の額を決定します。
- (4) 第8条（損害の発生）(1) ①に規定する損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用および同条(1) ④の手続のために必要な費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1) から(3) までの規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。
- (5) (1) から(4) までの規定によって計算された損害の額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。
- (6) (1) から(5) までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の発生の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第8条（損害の発生）(1) ①に規定する損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用および同条(1) ④の手続のために必要な費用の合計額を損害の額とします。
- (7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害の額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨等である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。

(注) 格落損をいいます。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（損害の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面等による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 損害が盜難によって生じた場合には、直ちに警察署へ届け出ること。ただし、盜難にあった保険の対象が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる届出のいずれかを直ちに行うこと。
 - ア. 小切手の場合
その小切手の振出人^(注1) および支払金融機関への届出
 - イ. 乗車券等の場合
その運輸機関^(注2) または発行者への届出
 - ④ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求^(注3) 権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
- (2) (1) ②の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容^(注4) について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、(1) ②および(2) のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1) から(3) までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を

支払います。

- ① (1) ①に違反した場合は、損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額
- ② (1) ②もしくは③、(2) もしくは(3)に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ (1) ④に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求^(注3)をすることによって取得することができたと認められる額

(注1) 被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) 宿泊券の場合はその宿泊施設とします。

(注3) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注4) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これ行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限ります。
 - ⑤ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書^(注1)
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第29条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注2)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注2)または②以外の3親等内の

親族

- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合または (2)、(3) もしくは (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注 1) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

(注 2) 普通保険約款第 1 条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第10条（被害物の調査）

- (1) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要と認める事項を調査することができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく (1) の規定による調査に協力しなかった場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第 6 条（保険金を支払うべき損害の額）に規定する費用のうち、第 8 条（損害の発生）(1) ①に規定する損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) (2) の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害の額より小さいときは、その差額についても同様とします。

- (4) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (5) (4) の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金^(注)に相当する額を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (6) (2) または(5) に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当会社が保険金を支払うべき損害の額は第6条（保険金を支払うべき損害の額）の規定によって決定します。

(注) 第8条（損害の発生）(1) ①に規定する損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第13条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 共同不法行為等の場合における連帶債務者相互間の求償権を含みます。

第14条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合ーその1）、第4条（保険金を支払わない場合ーその2）、第27条（事故の通知）、第28条（保険金の請求）および第32条（代位）の規定は適用しません。

第15条（普通保険約款および国内旅行特約の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1条（用語の定義）危険の規定中「傷害の発生」とあるのは「損害の発生」
 - ② 第13条（告知義務）(3) ③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によ

- って傷害を被る前に」とあるのは「携行品損害賠償特約第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に」
- ③ 第13条（4）の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「損害の発生した後に」
 - ④ 第13条（5）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した損害」
 - ⑤ 第20条（重大事由による解除）（1）①の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」
 - ⑥ 第20条（2）②の規定中「生じた傷害」とあるのは「生じた損害」
 - ⑦ 第23条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた事故による損害」
 - ⑧ 第29条（保険金の支払時期）（1）および（2）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「携行品損害賠償特約第9条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」
 - ⑨ 第29条（1）①の規定中「傷害発生の有無」とあるのは「損害発生の有無」、同条（1）③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容」とあるのは「損害の額および事故と損害との関係」
 - ⑩ 第31条（時効）の規定中「第28条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「携行品損害賠償特約第9条（保険金の請求）（1）に定める時」
- （2）この特約については、国内旅行特約第3条（保険責任の始期および終期）（4）の規定中「傷害に対しては」とあるのを「損害に対しては」と読み替えて適用します。

第16条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第20条（重大事由による解除）（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加してこの特約に適用します。

- 「（3）（1）または（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

第17条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行特約の規定を準用します。

別表1 第4条（保険の対象の範囲）（2）⑤の運動等

山岳登はん^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦^(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 第4条（保険の対象およびその範囲）（2）⑧の保険の対象に含まれない物

1. 携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
2. 電子書籍専用端末、携帯情報端末（PDA）、スマートウォッチ等のウェラブル端末
3. スマートスピーカー・AIスピーカー
4. 携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、携帯ナビゲーション
5. トランシーバー等の携帯型または移動型の無線電話装置
6. 携帯ラジオ、携帯テレビ
7. 携帯Wi-Fiルーター
8. その他携帯電話、無線LAN、Bluetoothなど電波法施行規則第2条第1項第15号に定める無線通信が可能な端末機器およびこれらの付属品
9. デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ
10. カメラ用交換レンズ^(注)
11. 携帯型CDプレイヤー、携帯型DVDプレイヤー
12. ヘッドフォン・イヤフォン

(注) カメラ本体へ装着されているか否かを問いません。

救援者費用等補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
救援者	被保険者の搜索 ^(注1) 、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族 ^(注2) をいいます。 (注1) 搜索、救助または移送をいいます。 (注2) これらの者の代理人を含みます。
現地	事故発生地または被保険者の収容地をいいます。
国内旅行特約	国内旅行傷害保険特約をいいます。
山岳登はん	ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
保険金	救援者費用等保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用を、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い、保険金としてその費用の負担者に支払います。
- ① 旅行行程中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登はん中に遭難した場合
 - ② 旅行行程における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な搜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
 - ③ 旅行行程中に被った国内旅行特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して3日以上入院^(注)した場合
- (2) (1) ①の山岳登はん中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定期日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が次に掲げるもののいずれかに対して、被保険者の搜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。
- ① 警察その他の公的機関
 - ② サルベージ会社または航空会社
 - ③ 遭難救助隊

(注) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため被保険者以外の医師が必要と認めた場合に限ります。

第3条（費用の範囲）

前条（1）の費用とは、次に掲げるものをいいます。

① 捜索救助費用

遭難した被保険者を捜索^(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。ただし、被保険者が山岳登山の行程中に遭難したことによって支払った費用は含みません。

② 交通費

救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、前条（1）②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索^(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

③ 宿泊施設の宿泊料

現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設^(注2)の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。ただし、前条（1）②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索^(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

④ 移送費用

死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所もしくは病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費^(注3)をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から除きます。

⑤ 諸雑費

救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費^(注4)等をいい、3万円を限度とします。

(注1) 捜索、救助または移送をいいます。

(注2) ホテル、旅館等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注3) 治療のため被保険者以外の医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると被保険者以外の医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

(注4) 火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格^(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
- ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を

使用している間

(3) 当会社は、被保険者が頸部症候群^(注6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条（保険金を支払う場合）(1)③の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険金の支払）

当会社は、第3条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①から③までのいずれかの事由と同等のその他の事由に対して通常負担する費用相当額^(注)についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

- (注) この保険契約を締結していなければ生じなかつた費用を除きます。

第7条（当会社の責任限度額）

当会社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険証券記載の救援者費用等保険金額をもって限度とします。

第8条（事故の通知）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)①から③までのいずれかに該当した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条(1)①から③までのいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

- ① 第2条(1)①または②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況
 - ② 第2条(1)③の場合は、事故発生の状況および傷害の程度
- (2)(1)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容^(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条(保険金の請求)

- (1)この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した時から発生し、これ行使することができるものとします。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までのいずれかに該当したことを証明する書類
 - ④ 保険金の支払を請求する第3条(費用の範囲)①から⑤までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
 - ⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書^(注1)
 - ⑥ その他当会社が普通保険約款第29条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注2)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を

請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注2)または②以外の3親等内の親族

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)および(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

(注2) 普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第11条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるもの

とします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第12条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）、第27条（事故の通知）、第28条（保険金の請求）および第32条（代位）の規定は適用しません。

第13条（普通保険約款および国内旅行特約の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1条（用語の定義）危険の規定中「傷害の発生」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用の発生」
 - ② 第13条（告知義務）（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかに該当する前に」
 - ③ 第13条（4）の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかに該当した後」
 - ④ 第13条（5）の規定中「発生した傷害」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかに該当したことにより発生した費用」
 - ⑤ 第20条（重大事由による解除）（1）①の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと」
 - ⑥ 第20条（2）②の規定中「生じた傷害」とあるのは「発生した救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用」
 - ⑦ 第20条（3）の規定中「傷害^(注3)の発生した」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかに該当した」、「発生した傷害^(注3)」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（1）のいずれかに該当したことにより発生した費用」
 - ⑧ 第23条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用」
 - ⑨ 第29条（保険金の支払時期）（1）および（2）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「救援者費用等補償特約第9条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」
 - ⑩ 第29条（1）①の規定中「傷害発生の有無」とあるのは「損害発生の有無」、同条（1）③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容」と

あるのは「損害の額および事故と損害との関係」

⑪ 第31条（時効）の規定中「第28条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは
「救援者費用等補償特約第9条（保険金の請求）（1）に定める時」

（2）この特約については、国内旅行特約第3条（保険責任の始期および終期）（4）の規定中「事故による傷害」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用」、（4）①および②の規定中「生じた事故」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかに該当したことにより発生した費用」と読み替えて適用します。

第14条（重大事由による解除に関する特則）

（1）当会社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第20条（重大事由による解除）（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注1)を解除することができます。

（2）（1）の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかに該当した後になされた場合であっても、普通保険約款第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに第2条（1）のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（3）保険契約者等^(注2)が普通保険約款第20条（重大事由による解除）（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）の規定による解除がなされた場合には、（2）の規定は、普通保険約款第20条（1）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等^(注2)に発生した第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用については適用しません。

（注1） 被保険者または保険金を受け取るべき者が該当する場合には、その被保険者またはその保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

（注2） 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行特約の規定を準用します。

臨時費用補償特約（国内旅行傷害保険用）

第1条（臨時費用保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が旅行行程中に第三者の行為によって国内旅行特約^(注) 第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約、国内旅行特約^(注) および普通保険約款の規定に従い臨時費用保険金を支払います。

(注) 国内旅行傷害保険特約をいいます。

第2条（臨時費用保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）および第4条（保険金を支払わない場合－その2）のほか、被保険者と生計を共にする同居の親族の行為によって生じた傷害に対しても、臨時費用保険金を支払いません。

第3条（臨時費用保険金の支払額）

当会社は、60万円を臨時費用保険金として、死亡保険金受取人に支払います。

第4条（臨時費用保険金の請求）

- (1) この特約にかかる臨時費用保険金の当会社に対する臨時費用保険金請求権は、被保険者が第三者の行為によって死亡した時から発生し、これ行使することができるものとします。
- (2) 臨時費用保険金を受け取るべき者が臨時費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第28条（保険金の請求）(2) および(3) に規定する書類のほか、傷害が第三者の行為によって生じたものであることを証明する書類を当会社に提出しなければなりません。

第5条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（死亡保険金の支払）(2) および(3) の規定中「死亡保険金を」とあるのは「臨時費用保険金を」
- ② 第28条（保険金の請求）(1) ①の規定中「死亡保険金」とあるのは「臨時費用保険金」
- ③ 第29条（保険金の支払時期）(1) および(2) の規定中「前条(2) および(3) の規定による手続」とあるのは「前条(2) および(3) ならびに臨時費用補償特約（国内旅行傷害保険用）第4条（臨時費用保険金の請求）(2) の規定による手続」
- ④ 第31条（時効）の規定中「第28条（保険金の請求）(1) に定める時」とあるのは「臨時費用補償特約（国内旅行傷害保険用）第4条（臨時費用保険金の請求）(1) に定める時」

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行特約^(注)の規定を準用します。

(注) 国内旅行傷害保険特約をいいます。

航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用保険金支払特約 (国内旅行傷害保険特約用)

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
欠航	被保険者が搭乗する予定だった航空機の欠航をいいます。
国内旅行特約	国内旅行傷害保険特約をいいます。
最終目的地	被保険者が航空機を利用して移動する日において予定していた航空機の最終到着地をいいます。
着陸地変更	被保険者が搭乗した航空機が予定されていた到着地とは別の地に着陸することをいいます。
保険金	航空機欠航等による宿泊費用保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、旅行行程において、欠航または着陸地変更により、その航空機の出発予定期に代替となる他の航空機^(注1)を利用できない場合で、最終目的地以外の地において被保険者が宿泊施設^(注2)に宿泊したときは、それによって被った損害に対して、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

（注1）着陸地変更した場合には、その航空機を含みます。

（注2）ホテル、旅館等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって前条に掲げる場合に該当したときは、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者^(注2)の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金の支払額）

当会社は、1回の欠航または着陸地変更について1万円を保険金として、被保険者に支払います。

第5条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事由が生じた場合は、その事由が生じた日からその日を含めて30日以内にその事由の発生等の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生した時から発生し、これ行使することができます。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故内容報告書
 - ④ 航空会社またはこれに代わるべき第三者の欠航または着陸地変更証明書
 - ⑤ 第2条（保険金を支払う場合）の宿泊を証明する宿泊施設の領収書もしくは精算書
 - ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書^(注1)
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第29条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事

項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注2)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注2)または②以外の3親等内の親族

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、損害の内容等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

(注2) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第7条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合ーその1)、第4条(保険金を支払わない場合ーその2)、第14条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第23条(保険料の返還または請求ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)、第27条(事故の通知)および第28条(保険金の請求)の規定は適用しません。

第8条(普通保険約款および国内旅行特約の読み替え)

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条(用語の定義)危険の規定中「傷害の発生」とあるのは「損害の発生」
- ② 第13条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用保険金支払特約(国内旅行傷害保険特約用)第2条(保険金を支払う場合)の事由が生じ

る前に」

- ③ 第13条（4）の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「損害の発生した後に」
- ④ 第13条（5）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した損害」
- ⑤ 第20条（重大事由による解除）（1）①の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」
- ⑥ 第20条（2）②の規定中「生じた傷害」とあるのは「生じた損害」
- ⑦ 第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第2条（保険金を支払う場合）の事由による損害」
- ⑧ 第29条（保険金の支払時期）（1）および（2）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第6条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」
- ⑨ 第29条（1）①の規定中「傷害発生の有無」とあるのは「損害発生の有無」、同条（1）③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容」とあるのは「航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第2条（保険金を支払う場合）の事由と損害との関係」
- ⑩ 第31条（時効）の規定中「第28条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第6条（保険金の請求）（1）に定める時」
- ⑪ 第32条（代位）の規定中「傷害」とあるのは「損害」

（2）この特約については、国内旅行特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定中「普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害」とあるのは「航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第2条（保険金を支払う場合）の事由による損害」
- ② 第2条（2）の規定中「傷害」とあるのは「航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第2条（保険金を支払う場合）の事由による損害」
- ③ 第3条（保険責任の始期および終期）（4）の規定中「次のいずれかに掲げる事故による傷害」とあるのは「航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用保険金支払特約（国内旅行傷害保険特約用）第2条（保険金を支払う場合）の事由で、かつ、次の①および②に掲げるいずれかの事由」、同条（4）①および②の規定中「事故」とあるのは「事由」

第9条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第20条（重大事由による解除）（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加してこの特約に適用します。

「(3) (1) または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行特約の規定を準用します。

天災危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）

（1）⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（保険金の支払時期）

当会社は前条の規定により保険金を支払う場合で、普通保険約款第29条（保険金の支払時期）（1）の確認をするために特別な照会または調査が不可欠な場合には、同条（2）の特別な照会または調査に⑥として次の規定を追加して適用します。

「⑥ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合における普通保険約款第29条（1）①から④までの事項の確認のための調査 365日」

熱中症危険補償特約（国内旅行傷害保険特約用）

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が保険期間中に日射または熱射によってその身体に障害を被った場合には、普通保険約款第2章補償条項に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金を支払います。
- (2) この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害には、日射または熱射による身体の障害を含むものとします。

保険契約の締結に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
契約意思の表示	保険契約申込みの意思の表示をいいます。
情報処理機器等の通信手段	インターネット等の通信ネットワークを含みます。
通知書	保険料、保険料払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。
電子データメッセージ	保険料、保険料払込期日、保険料の払込方法等を明示したものをいいます。
申込書	所定の保険契約申込書をいいます。

第2条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、所要の事項を記載した申込書を当会社に直接提出することのほか、次に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みをすることができるものとします。
- ① 申込書に所要の事項を記載し、当会社に通信により送付すること。
 - ② 当会社の定める手続に従い、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し契約意思の表示をすること。
- (2) (1) ①の規定により当会社が申込書の送付を受けた場合は、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書を保険契約者に送付するものとします。
- (3) (1) ②の規定により当会社が契約意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書および申込書を保険契約者に送付し、または電子データメッセージによる通知を保険契約者に送信するものとします。
- (4) (3) の規定により当会社から申込書が送付された場合には、保険契約者は、申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当会社へ返送するものとします。
- (5) 保険契約者により(4)の申込書が所定の期間内に当会社に返送されない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、(1) ②に規定する申込みがなかったものとして取り扱います。

第3条（告知義務の取扱い）

- (1) 当会社は、普通保険約款第6条（告知義務）(3)に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する場合についても、同条(2)の規定を適用しません。

- ① 保険媒介者^(注)が、保険契約者または被保険者が告知事項について当会社に事実

を告げることを妨げた場合

- ② 保険媒介者^(注)が、保険契約者または被保険者に対して、告知事項について当会社に事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合
(2) (1) の規定は、保険媒介者^(注)による (1) ①および②の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。

(注) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第4条（保険料の払込方法）

保険契約者は、第2条（保険契約の申込み）(2)の通知書または同条(3)の通知書もしくは電子データメッセージによる通知およびこの保険契約に付帯された保険料の払込みに関する特約に従い、保険料を払い込まなければなりません。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、通知書または電子データメッセージによる通知に記載された保険料^(注)の払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日までに払い込まれるべき保険料^(注)の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってその効力を生じます。
(2) (1) の規定にかかわらず、当会社は、保険料の払込みに関する特約（包括型）第2条（保険料の払込方法）(1) ⑤の方法で保険料を払い込む場合において、保険期間の初日の前日までの当会社の指定した日までに、払込期日までに払い込まれるべき保険料^(注)の払込みがないときは、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってその効力を生じます。

(注) 保険料を分割して払い込む場合には、第1回の保険料をいいます。

第6条（この特約による当会社への通知方法）

保険契約者または被保険者が、契約内容変更その他当会社の定める通知を行う場合は書面または電話、情報処理機器等の通信手段によって行うものとします。

第7条（他の特約との関係）

この保険契約の保険料が保険契約の締結と同時に払い込まれない場合において、この保険契約に付帯される他の特約に、「保険契約の締結と同時に保険料を払い込む」旨の保険料の払込方法に関する規定があるときは、その規定を適用しません。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

第1条（用語の定義） 告知事項の定義

「 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書、通知書もしくはそれに代わる書面の記載事項とすること、または電話、情報処理機器等の通信手段^(注1)において確認事項とすることによって、当会社が告知を求めたものをいいます。^(注2)

(注1) インターネット等の通信ネットワークを含みます。

(注2) 他の保険契約等に関する事項を含みます。」

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

保険料の払込みに関する特約（包括型）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードまたは国際ブランドデビットカードをいいます。
コード決済	前払式支払手段のうち、料金・代金等の請求データを二次元コードやバーコードに変換し、決済端末等またはスマートフォン等モバイル機器のカメラ機能を用いて読み込み、電磁的方法により記録された金額情報を用いて代価の弁済を行う支払手段をいいます。
指定前払式支払手段	当会社の指定する前払式支払手段をいいます。
商品券等	前払式支払手段のうちプリペイドカード以外のもので、代価の弁済に充てることができる金額が証票に記載され、発行者等 ^(注) に交付して使用するものをいいます。 (注) 前払式支払手段の発行者またはその指定する者をいいます。
他の特約	普通保険約款に付帯されている他の特約をいいます。
通信料金等	基本使用料、通話料ならびにパケット通信料等の電気通信事業者が定める通信サービスに関する料金および有料サービス ^(注) 料金の総称をいいます。 (注) 申込みにより有料で提供を受けることができるサービスであって、電気通信事業者以外の者が、電気通信事業者がその料金を請求することについて、電気通信事業者の承諾を得たうえで提供するものをいいます。
通信料金等との合算による保険料払込みの取扱い	当会社から保険料請求権を譲り受けた電気通信事業者に対して、保険契約者が通信料金等の払込みと合わせて、保険料を払い込むことをいいます。
通知書	保険料、保険料払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者および第16条

	第1項の規定による届出をした者をいいます。
電子データメッセージ	保険料、保険料払込期日、保険料の払込方法等を明示したものをいいます。
電子マネー決済	前払式支払手段のうち、電磁的方法により記録された金額情報を用いて代価の弁済を行う支払手段をいいます。
払込票	次のいずれかによるものをいいます。 ① 当会社所定の書面による保険料払込票 ② 当会社が定める情報処理機器等の通信手段により提示する保険料払込票
プリペイドカード	前払式支払手段のうち、代価の弁済に充てることができるものとされる金額が証票に電磁的方法 ^(注1) により記録され、その発行者等 ^(注2) に提示して使用するものをいいます。 (注1) 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。 (注2) 前払式支払手段の発行者またはその指定する者をいいます。
保険料	この保険契約の保険料 ^(注) をいいます。 (注) 契約内容変更時の追加保険料を含みます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
前払式支払手段	商品券等、プリペイドカード、電子マネー決済またはコード決済をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、当会社が交付する通知書^(注1)に従い、その通知書^(注1)に記載された次に掲げる①から⑤までのいずれかの方法により、この保険契約に定められた保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。

- ① クレジットカード。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者^(注2)と保険契約者が同一である場合に限ります。
- ② 通信料金等との合算による保険料払込みの取扱い。ただし、当会社の指定する電気通信事業者を利用した場合に限ります。
- ③ 指定前払式支払手段
- ④ 払込票
- ⑤ ①から④までに掲げる方法以外の当会社が指定する方法

(2) (1)の規定による保険料の払込みにおいて、ポイントサービス等が利用できる払込方法の場合は、そのサービスを含みます。ポイントサービス等を利用して保険料の払込みを行った場合でも、当会社はその保険料を金銭で領収したものとします。

(注1) 電子データメッセージを含みます。なお、保険契約の締結と同時に保険料を払い込む場合には保険料払込期日の記載または通知書の交付を省略す

ことがあります。

(注2) 会員として認められた法人または団体を含みます。

第3条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱い－クレジットカードによる保険料払込みの場合）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更依頼時に保険料をクレジットカードを使用して払い込む旨の申出があった場合には、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の払込みを承認します。
- (2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合には、当会社が(1)の承認を行った時^(注)以降、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、(2)の規定は適用しません。
 - ① 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合には、(2)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

(注) 保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

第4条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱い－通信料金等との合算による保険料払込みの場合）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更依頼時に保険料を通信料金等との合算による保険料払込みの取扱いにより払い込む旨の申出があった場合には、当会社は、合算払込みにかかる電気通信事業者による認証および承認がなされたことの確認を行ったうえで、通信料金等との合算による保険料の払込みを承認します。
- (2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の払込みに通信料金等との合算による保険料払込みの取扱いを選択した場合には、当会社が(1)の承認を行った時^(注)以降、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 当会社が電気通信事業者からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、(2)の規定を適用しません。ただし、保険契約者が通信料金と合わせて保険料を払い込んでおり、電気通信事業者に対して保険料相当額の全額が既に払い込まれている場合には、(2)の規定を適用します。

(注) 保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

第5条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱い－指定前払式支払手段による保険料払込みの場合）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更依頼時に保険料の全部または一部を、指定前払式支払手段により払い込む旨の申出があった場合には、当会社は、指定前払式支払手段による保険料の払込みを承認します。
- (2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の払込みに指定前払式支払手段を使用した場合には、当会社は、次に掲げる時(注1) 以降に生じた保険事故については、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。ただし、保険契約者が、偽造または変造された指定前払式支払手段を使用した場合には、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用します。
- ① 指定前払式支払手段が商品券等の場合には、保険契約者から、券面額が指定前払式支払手段により払い込む保険料相当額である指定前払式支払手段の交付を受けた時
 - ② 指定前払式支払手段がプリペイドカードの場合には、指定前払式支払手段により払い込む保険料相当額が、保険契約者が提示した指定前払式支払手段から電磁的方法(注2) により引き落とされた時
 - ③ 指定前払式支払手段が電子マネー決済またはコード決済の場合には、保険契約者がこれらの支払手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、指定前払式支払手段により払い込む保険料相当額全額の決済手続が完了した旨の通知が決済端末等またはスマートフォン等モバイル機器に表示された時
- (3) 保険料の一部を指定前払式支払手段で払い込む場合には、指定前払式支払手段以外で払い込まれるべき保険料を領収した時以降についてのみ、(2) の規定を適用します。

(注1) 保険期間の開始前に承認した場合には、保険期間の開始した時とします。

(注2) 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。

第6条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱い－払込票による保険料払込みの場合）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更依頼時に保険料を払込票を使用して払い込む旨の申出があった場合には、当会社は、払込票による保険料の払込みを承認します。
- (2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の払込みに払込票を使用した場合には、当会社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時(注) 以降、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 保険期間の開始前に承認した場合には、保険期間の開始した時とします。

第7条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い－クレジットカードによる保険料払込みの場合）

(1) 第3条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱いークレジットカードによる保険料払込みの場合）(3) ①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱いークレジットカードによる保険料払込みの場合）(2)の規定を適用します。

第8条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱いー通信料金等との合算による保険料払込みの場合）

(1) 第4条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱いー通信料金等との合算による保険料払込みの場合）(3)の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者にその保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が電気通信事業者に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が通信料金等との合算による保険料払込みの取扱いを行った場合において、(1)の規定により当会社が保険契約者に保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第4条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱いー通信料金等との合算による保険料払込みの場合）(2)の規定を適用します。

第9条（返還保険料の取扱い）

(1) 普通保険約款および他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、保険契約者が保険料を払い込んだ第2条（保険料の払込方法）の方法によって保険料を返還します。

(2) (1)の規定は、保険契約者が保険料を払い込んだ第2条（保険料の払込方法）の方法によって保険料を返還できない事情がある場合は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

保険証券の発行に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
保険証券	保険契約証を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約の保険証券の発行を不要として、当会社に対して保険契約の申込みを行う場合に適用されます。

第3条（保険証券の請求および発行）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結の後、この保険契約の保険証券の発行を請求することができるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中に限ります。
- (2) (1) の規定により、保険契約者から保険証券の発行を請求された場合には、当会社は、遅滞なくこれを発行するものとします。
- (3) 当会社は、(2) の規定によりこの保険契約の保険証券を発行する場合には、必要な費用を保険契約者に請求することができるものとします。

第4条（保険証券記載事項の適用）

保険契約者が前条（1）の請求をしなかった場合は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約において、保険証券の記載事項として規定される事項については、当会社がインターネット上の画面に掲示する契約情報の内容または契約情報として発行する書面の内容を適用するものとします。

第5条（保険金の請求書類）

保険契約者が第3条（保険証券の請求および発行）（1）の請求をしなかった場合は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約において、保険金の請求に際して保険証券を提出する旨の規定があるときであっても、当会社は、その規定を適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。